

平成27年度人事院政策評価結果

		政策所管部局	公平審査局								
政 策	5 公平審査の適正かつ円滑な実施										
目 標	<p>(政策目標) 各事案について、適正な手続に則り、両当事者に十分な主張を尽くさせた上で、速やかに判定又は決定を発出する。</p> <p>(具体的取組) 公平審査の適切かつ迅速な処理は、職員の利益はもとより、人事行政の適正な運営、ひいては公務の公正かつ能率的な運営の確保のためにも常に求められる。このため、事案の整理、調査範囲の検討等を十分に行った上で、当事者との緊密な連絡・打合せ、当事者による主張・立証のための行為の促進、的確な審理指揮等により迅速かつ計画的な集中審理を行うよう努める。平成27年度においては、公平審査を適切かつ迅速に実施し、処理に時間を要する複雑な事案を含めてできるだけ早期に判定を発出するよう努め、全判定発出件数に占める結審等から半年以内に発出した判定件数の割合を75%以上にする。</p>										
具体的取組結果	<p>《取組内容1》必要十分な主張・立証活動の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審理を円滑に実施する取組として、事案の進行計画を作成し、それに沿ってスケジュール管理をしながら、当事者に主張・立証活動を促し、必要十分な調査を効率的に行うように努めた。</li> </ul> <p>《取組内容2》処理に時間を要する事案の積極的な処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>処理に時間を要していた複雑、困難な事案に積極的に取り組んだ結果、平成24年度前に受け付けた係属事案は1件を除いて解消した（年度当初は9件）。</li> </ul> <p>《取組内容3》事案の計画的な進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審理手続の進捗管理等を十分行い、適切・迅速に審理をし、結審後、速やかに判定案作成を行った結果、3月25日時点での年度末における結審等から半年以内に判定を発出した件数の割合は97.5%（80件のうち78件）となる見通しである。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>結審等から半年以内に発出した判定の全判定に占める割合</td> <td>53.0% (115件中61件)</td> <td>81.7% (71件中58件)</td> <td>97.5% (80件中78件)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ 平成27年度は3月25日時点の見通し</p>				平成25年度	平成26年度	平成27年度	結審等から半年以内に発出した判定の全判定に占める割合	53.0% (115件中61件)	81.7% (71件中58件)	97.5% (80件中78件)
	平成25年度	平成26年度	平成27年度								
結審等から半年以内に発出した判定の全判定に占める割合	53.0% (115件中61件)	81.7% (71件中58件)	97.5% (80件中78件)								
測定指標（ある場合に記入）	<p>【達成した測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全判定発出件数に占める結審等から半年以内に発出した判定件数の割合 3月25日時点での年度末における上記割合は97.5%となり、平成27年度における目標は達成される見込みである。</li> </ul>										
達成度の評価	<p>《評価》目標超過達成</p> <p>《理由》 平成27年度における全判定発出件数に占める結審等から半年以内に発出した判定件数の割合は、3月25日時点で97.5%となり、目標とした75%を大きく上回り、平成26年度に比べて15.8ポイント上昇する見込みである。 また、複雑、困難な事案の処理にも努め、累積事案の縮減に量的・質的な進展があった。 以上を踏まえ、平成27年度における本政策目標は、超過達成と判断した。</p>										

<p><b>施策の分析</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審理手続の進捗管理、速やかな判定案作成等を行い、処理に時間を要する複雑な事案を含めてできるだけ早期に判定を発出するよう取り組んだ結果、結審等から半年以内に判定を発出した件数の割合が目標の75%を大きく上回り、また平成24年度前からの係属事案をほとんど解消することができた。</li> <li>・ 平成28年4月から施行される新行政不服審査法において、審査庁となるべき行政庁は標準審理期間を定めるよう努めることとされている趣旨も踏まえ、事案の計画的な進行管理に向けて測定指標を見直す必要がある。</li> </ul>
<p><b>今後の施策に反映させるべき事項</b></p>	<p>引き続き、当事者の主張を踏まえて必要十分な調査を進め、効率的かつ的確な事実認定を行うことなどにより、公平審査の適正かつ円滑な実施を進めることが必要である。</p>
<p><b>有識者の意見</b></p>	<p>○ 来年度以降の指標の立て方としては、数値目標を本年度より高くするなど少しレベルを上げて設定してはどうか。</p>